

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カブシキガイシャ マツモトグミ株式会社 松本組
 住所 〒634-0076 奈良県橿原市兵部町2番2号
フリガナ代表者氏名 マツモト ユカリ代表取締役 松本 由加里
 電話番号 0744-24-5151
 FAX番号 0744-25-0015
 メールアドレス main.matsumoto@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

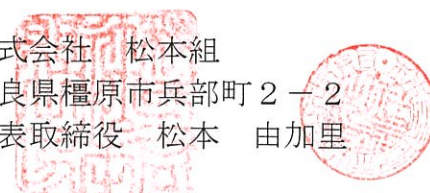
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 松本組
住 所 奈良県橿原市兵部町2-2
代表者氏名 代表取締役 松本 由加里



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 <small>マツモトグミ</small> 松本組		
住 所	奈良県橿原市兵部町2番2号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>マツモト ユカリ</small> 松本 由加里		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の変更	代表取締役 松本 吉子	代表取締役 松本 由加里	令和1年10月 日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

代表取締役 生野 雅浩 → 代表取締役 松本 吉子 → 代表取締役 松本 由加里

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

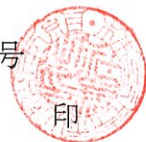
誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 松本組
住 所 奈良県橿原市兵部町2番2号
代表者氏名 代表取締役 松本 由加里



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市兵部町2番2号
株式会社松本組

会社法人等番号	1500-01-010957	
商号	株式会社松本組	
本店	奈良県橿原市今井町三丁目12番5号	
	奈良県橿原市兵部町2番2号	昭和54年 6月19日移転
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和54年1月18日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築工事業 2. 土地建物の売買、斡旋、賃貸及び管理 3. 建築資材の購入 4. とび及び土工・左官工事請負業 5. 上下水道工事・給水装置工事及び管工事の設計、施工 6. 造園業 7. 総合レジャー、テナントビルの経営 8. 道路舗装に関する材料の販売及び工事 9. ホテル、レストラン、飲食店の経営 10. 前各号に附帯関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成21年 5月12日変更 平成21年 5月13日登記</p>	
発行可能株式総数	16万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第13.6条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>	
資本金の額	金5000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	

役員に関する事項	取締役	<u>丸橋 恵美</u>	平成24年 6月20日重任 平成24年 6月21日登記
	取締役	丸橋 恵美	平成29年 6月20日重任 平成30年 6月21日登記
	取締役	<u>松本 吉子</u>	平成24年 6月20日重任 平成24年 6月21日登記
	取締役	松本 吉子	平成29年 6月20日重任 平成30年 6月21日登記
	取締役	<u>岡川 大輔</u>	平成24年 6月20日重任 平成24年 6月21日登記
	取締役	<u>岡川 大輔</u>	平成29年 6月20日重任 平成30年 6月21日登記 平成30年 6月 1日辞任 平成30年 6月21日登記
	取締役	<u>松本 元二郎</u>	平成25年 3月21日就任 平成25年 4月12日登記
	取締役	<u>松本 元二郎</u>	平成29年 6月20日重任 平成30年 6月21日登記 平成30年 6月 1日辞任 平成30年 6月21日登記
	取締役	久須 美大輔	平成30年 6月 1日就任 平成30年 6月21日登記
	取締役	松本 由加里	令和 1年10月 1日就任 令和 1年10月 3日登記

	奈良県橿原市兵部町2番2号 代表取締役 <u>松本吉子</u>	平成24年 6月20日重任 平成24年 6月21日登記
	奈良県橿原市兵部町2番2号 代表取締役 <u>松本吉子</u>	平成29年 6月20日重任 平成30年 6月21日登記
	奈良県橿原市白橿町四丁目21番1号 代表取締役 <u>松本吉子</u>	平成30年 6月 1日住所 移転 平成30年 6月21日登記
		令和 1年10月 1日辞任 令和 1年10月 3日登記
	奈良県橿原市白橿町四丁目21番1号 代表取締役 <u>松本由加里</u>	令和 1年10月 1日就任 令和 1年10月 3日登記
	監査役 <u>久須美大輔</u>	平成25年 3月21日就任 平成25年 4月12日登記
	監査役 <u>久須美大輔</u>	平成29年 6月20日重任 平成30年 6月21日登記 平成30年 6月 1日辞任 平成30年 6月21日登記
	監査役 <u>本田育子</u>	平成30年 6月 1日就任 平成30年 6月21日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	平成30年 6月21日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
	監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記

奈良県橿原市兵部町2番2号
株式会社松本組

登記記録に関する
事項

平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により

平成16年 5月24日移記

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 元年10月29日

奈良地方法務局橿原出張所
登記官

房 本 務



整理番号 コ240053

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4

定 款

この定款は、原本と相違ないことを証明する。

令和 1 年 10 月 29 日

奈良県橿原市兵部町2番2号



株式会社 松本組

代表取締役 松本由加里



株式会社 松本組

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、商号を株式会社松本組と称する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築請負業
2. 土地建物の売買、斡旋、賃貸及び管理
3. 建築資材の購入
4. とび及び土工、左官工事請負業
5. 上下水道工事、給水装置工事及び管工事の設計・施工
6. 造園業
7. 総合レジャービル、テナントビルの経営
8. 道路舗装に関する材料の販売及び工事
9. ホテル、レストラン、飲食店の経営
10. 前各号の目的達成に関する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を奈良県橿原市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、160,00株とする。

(額面株式の1株の金額)

第6条 当社の発行する株式は、すべて額面株式とし、1株の金額は金500円とする。

(株券)

第7条 当社の発行する株式は、すべて記名式とし、株券は1株券、10株券、100株券および1000株券とする。
ただし、その他の株式数を表示する株券を発行することができる。株式につき株券の所持を欲しない旨当社に申出があるときは株券を発行しない。

(株式譲渡の制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(名義書換)

第9条 株式の名義書換を請求するときは、その旨の請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
譲渡以外の事由により名義書換を請求するときは、その事由を証する書面をも添えなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式について、質権の設定または信託財産の表示を請求するときは、当事者がその旨の請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

(印鑑等の届出)

第 11 条 株主または登録質権者、その法定代理人または代表者に、氏名・住所および印鑑を届出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 当会社に提出する書面には、前項の印鑑を押さなければならない。

(株券の再交付)

第 12 条 株券の再交付を請求するときは、その旨の請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

2 株式の喪失によるときは、除権判決の正本または謄本。

3 株券の分割、併合、毀損、汚損などの事由によるときはその株券。

ただし、株券の毀損、汚損などのため株式の真偽を判別し難いときは前号の書面。

(株式名簿の閉鎖)

第 13 条 当社は、毎決算期の翌日から定時株式総会の終結の日まで 3 月を超えない期間、株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項規定のほか第 32 条により金銭の分配をするときその他必要があるときは、2 週間前に公告して株主名簿の記載の変更を停止することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日より 3 月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者)

第 15 条 株主総会は、取締役会の決議を経て代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、取締役会の決議により他の取締役が招集する。

(議長)

第 16 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたり、代表取締役に事故があるときは、取締役会の決議により他の取締役がこれに代る。

2 取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代る。

(決議条件)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか出席株主の議決権の過半数によって決する。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。

第 4 章 役 員

(員数)

第 20 条 当会社には、取締役 3 名以上、監査役 1 名以上をおく。

(選任)

第 21 条 取締役および監査役は、株主総会において発行済株式の総数の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

3 監査役はその選任および解任につき意見を述べることができる。

(任期)

第 22 条 取締役および監査役の任期は就任後 10 年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間とし、補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。

(代表取締役)

第 23 条 取締役会の決議により、取締役のうちから社長・副社長・専務取締役および常務取締役を選任することができる。ただし、社長は代表取締役のうちから選任する。

2 前項により、役付取締役をおいたとき、社長は会社の業

務を総括し、他の取締役は社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。

- 3 社長に事故があるときは、第1項の順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の招集および議長)

第25条 取締役会は、代表取締役が招集し、その議長となる。

(招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の5日前に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができ、取締役全員の同意があるときは招集手続きを省略することができる。

(取締役会の決議条件)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数により決する。

(規則)

第28条 取締役会の決議により、株主の取扱手数料に関する規則、取締役会の運営に関する規則を定めることができる。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、

これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(役員報酬)

第 30 条 取締役および監査役の報酬、退職慰労金は株式総会において定める。

第 5 章 計 算

(営業年度および決算期)

第 31 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とし、営業年度の末日を決算期とする。

(金銭の分配)

第 32 条 取締役会の決議により、決算期の 6 月前の応当日現在の株主名簿記載の株主または登録質権者に対し、商法第 293 条の 5 の規定により金銭の分配をすることができる。

(利益処分)

第 33 条 決算期の利益金に前期繰越金を加算した者を次のとおり処分する。

1. 利益準備金 法定額以上
2. 納税準備金 若 干

- | | | |
|----------|----|-----|
| 3. 退職積立金 | 若 | 干 |
| 4. 株主配当金 | 若 | 干 |
| 5. 別途積立金 | 若 | 干 |
| 6. 後期繰越金 | 以上 | の残高 |

(株主配当金)

第 34 条 株主配当金は、決算期現在の株主名簿記載の株主または登録質権者に支払う。

(除斥期間)

第 35 条 株主配当金および第 32 条の分配金は、支払提供の日から 3 年を経過しても受領されないとき、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

第 36 条 当会社は、設立に際し、額面株式 100,000 株を発行し、その発行価格は 1 株につき金 5 0 0 円とする。

第 37 条 当会社の最初の営業年度は会社成立の日から昭和 54 年 3 月 31 日までとする。

第 38 条 当会社の最初の取締役および監査役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。